

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部 こども支援課
指 摘	市有財産使用料の納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	市有財産使用料の納入期限については、令和4年3月7日に交付した納入通知書では、納入期限を令和4年3月25日とした。 今後、市有財産の使用許可等の庶務事務について職場内研修を行うなど、富山市会計規則第39条第2項に基づき、適正な会計処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部 こども支援課
指 摘	行政財産の使用の許可申請について、使用しようとする日の1週間前までに富山市行政財産使用許可申請書の提出がされていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	現時点で把握する令和4年4月1日から使用しようとする行政財産の許可申請について、令和4年2月28日までに全て許可申請書が提出されていることを確認した。 今後、行政財産の使用許可申請等の庶務事務について職場内研修を行うなど、富山市公有財産管理規則に基づき、適正な処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部 こども支援課
指 摘	令和2年度に地域児童健全育成室に設置されたモニター付きインターフォンやネットメディカルカーテンなどの備品について、備品台帳に記載していなかった ので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ネットメディカルカーテンなどの備品について、現物を確認し、令和4年3月16日に備品台帳へ記載した。 今後、備品台帳の取り扱い等の庶務事務について職場内研修を行うなど、富山市物品管理規則に基づき、適正な処理・管理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
こども家庭部 こども支援課
指 摘
<p>超過勤務手当の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。</p> <p>(ア) 週休日と休日が重複するときは、その日は週休日となるため、超過勤務手当の支給対象とすべきところ、休日給としたことにより、当該月の超過勤務時間の合計時間が60時間を超える部分に対して支給する超過勤務手当150/100が過小支給となっていた。</p> <p>(イ) 勤務時間の割振り変更により、勤務を要する日に変わった日に行った超過勤務手当の支給割合について、当該月の超過勤務時間の合計時間が60時間を超える場合は150/100とすべきところ、週休日の支給割合135/100としたことにより、過小支給となっていた。また、同一週を超えた勤務時間の割振り変更により、1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間について、超過勤務手当の支給割合は25/100とし、当該月の超過勤務時間の合計時間が60時間を超える部分については50/100とすべきところ、全て50/100として支給したことにより、過大支給となっていた。</p> <p>(ウ) 午後10時から翌日の午前5時までの超過勤務手当の支給割合は、その勤務の支給割合に25/100を加算し150/100とすべきところ、週休日の支給割合135/100としていた。これにより、当該月の超過勤務手当の支給割合ごとに合計した時間数を端数処理した結果、過大支給となっていた。</p>
措 置 状 況
<p>令和2年度分の超過勤務について、所属職員の超過勤務命令簿を見直し、誤って入力した分を令和4年3月4日に職員課へ報告し、令和4年3月15日に追加支給した。</p> <p>今後、複数の職員で二重に確認するなど、より厳格に記載内容を確認し、富山市職員の給与に関する条例に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。</p>